

騒音・振動に関する届出案内

1. 特定施設設置の届出に関すること
2. 特定建設作業の届出に関すること

1. 特定施設設置の届出

1. 騒音規制法、振動規制法において、著しい騒音、振動を発生する施設を『特定施設』として定めている。

(騒音規制法施行令別表第1、振動規制法施行令別表第1)

2. 指定地域内（御所市は全域が指定地域である）において、『特定施設』を設置する工場等の敷地の境界線における騒音、振動の大きさの許容限度を『規制基準』として定め、工場等を設置している者は『規制基準』を遵守しなければならない。

(表1 騒音の規制基準、表2 振動の規制基準)

3. 指定地域内において、『特定施設』を設置している者（設置しようとする者）等は、特定施設に関する届出をしなければならない。

届出種類	摘要条項	届出様式	届出期間	届出事項	受理書の有無
設置届出	第6条	様式第1	工事開始の日の30日前まで	①氏名又は名称及び住所 法人にあつてはその代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称 ③工場又は事業場の所在地 ④工場又は事業場の事業内容 ⑤常時使用する従業員数 ⑥騒音、振動の防止の方法 (図面及び表などを添付) ⑦特定施設の種類	有
使用届出	第7条	様式第2	指定地域又は特定施設となった日から30日以内	⑧特定施設の型式及び公称能力 ⑨特定施設の種類ごとの数 ⑩特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻 ※工場、事業場付近の見取り図、敷地内建物等の配置図、特定施設の配置図を添付すること。	有
種類ごとの数変更届出	第8条	様式第3	変更工事開始の日の30日前まで	変更しようとする事項	有
騒音、振動の防止の方法の変更届出	第8条	様式第4	変更工事開始の日の30日前まで	変更しようとする事項	有
氏名(名称、住所、所在地)変更届出	第10条	様式第6	変更した日から30日以内	変更した事項	無
使用全廃届出	第10条	様式第7	変更した日から30日以内	廃止した事項	無
承継届出	第11条	様式第8	承継した日から30日以内	承継した事項	無

備考：届出部数は、騒音・振動それぞれにつき、正本1部にその写し1部を添えて提出すること。

「届出書」と、別紙の「騒音・振動の防止の方法」の他に、「特定施設の配置図」、その「付近の見取図」、参考として「特定施設の仕様書(カタログ)」も添付して下さい。

騒音規制法施行令別表第1 特定施設の種類の種類

施設名	備考
1 金属加工機械	
イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。
ロ. 製管機械	
ハ. ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。
ヘ. せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ト. 鍛造機	
チ. ワイヤ フォーミングマシン	
リ. プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ. タンブラー	
ル. 切断機	といしを用いるものに限る。
2 空気圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
送風機	
3 土石用又は鉱物用破砕機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
土石用又は鉱物用摩砕機	
土石用又は鉱物用ふるい	
土石用又は鉱物用分級機	
4 織機	原動機を用いるものに限る
5 建設用資材製造機械	
イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。
ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
7 木材加工機械	
イ. ドラムバーカー	
ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
ハ. 碎木機	
ニ. 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
ホ. 丸のご盤	
ヘ. かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

振動規制法施行令別表第1 特定施設の種類の種類

施 設 名		備 考
1	金属加工機械	
	イ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ. 機械プレス	
	ハ. せん断機	原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。
	ニ. 鍛造機	
	ホ. ワイヤー フォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 kW以上のものに限る。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用破碎機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
	土石用又は鉱物用摩砕機	
	土石用又は鉱物用ふるい	
	土石用又は鉱物用分級機	
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	コンクリート ブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10 kW以上のものに限る。
	コンクリート柱製造機械	
6	木材加工機械	
	イ. ドラムバーカー	
	ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール以外のもので原動機の定格出力が30 kW以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

表1 騒音の規制基準（御所市告示第141号）

区域の区分	昼間 午前8時から 午後6時まで	朝・夕 午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
第2種区域 第一種住居地域、第二種住居地域並びにその 他の区域	60dB	50dB	45dB
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65dB	60dB	50dB
第4種区域 工業地域	70dB	65dB	55dB
備考 (1) 第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。 (2) その他の区域とは、(1)に規定する地域、地区及び区域以外の区域をいう。			

2 次に掲げる施設（1に規定する第一種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲 おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準値から5デシベル減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

表2 振動の規制基準（御所市告示第146号）

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	夜 間 午後7時から 翌日午前8時まで
第1種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及びその他の区域	60dB	55dB
第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65dB	60dB
備考 (1) 第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。 (2) その他の区域とは、(1)に規定する地域以外の地域をいう。		

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準値から5デシベル減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

2. 特定建設作業の届出

1. 騒音規制法、振動規制法で、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業（作業を開始した日に終わるものを除く（騒音規制法施行令第2条、振動規制法施行令第2条））を特定建設作業と定めている。

（騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2）

2. 特定建設作業が、騒音、振動における『規制基準』に適合していなければならない。

（奈良県生活環境保全条例施行規則別表第8）

3. 指定地域内（御所市は全域が指定地域である）において、特定建設作業を施工しようとする者は、作業の種類ごとに、作業開始の日の7日前までに下記の事項を届け出なければならない。

届出事項

- ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ② 建設工事の名称
- ③ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- ④ 特定建設作業の種類
- ⑤ 特定建設作業に使用される令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様
- ⑥ 特定建設作業の場所及び実施の期間
- ⑦ 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- ⑧ 騒音、振動の防止の方法
- ⑨ 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ⑩ 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑪ 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ⑫ 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※ 届出には、特定建設作業の場所の付近の見取図、工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明記したものを添付すること。

※ 届出部数は、正本1部にその写し1部を添えて提出すること

騒音規制法施行令別表第2 特定建設作業の種類

作業名	備考
くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
びょう打機を使用する作業	
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。
コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

振動規制法施行令別表第2 特定建設作業の種類

作業名	備考
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

規制基準（奈良県生活環境保全条例施行規則別表第8）

	騒音関係	振動関係
基準値	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間帯	1項区域 午後7時から翌日午前7時まで 2項区域 午後10時から翌日午前6時まで（夜間）	
最大作業時間	1項区域 1日10時間以内 2項区域 1日14時間以内	
最大作業日数	連続6日間	
作業禁止日	日曜日及びその他の休日	

1項区域：工業専用地域以外の区域及び学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内。

2項区域：1項区域以外の区域。